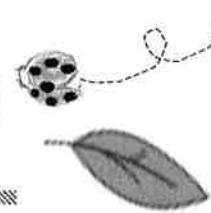




特定非営利活動法人 子どもセンター てんぽ

ニュースレター  
2007年12月  
第2号

# てんとうむし



【子どもセンター てんぼ事務局】

〒222-0033 横浜市港北区新横浜2-4-6 新横浜法律事務所内

TEL:045-473-1959 FAX:045-477-5822

開所から半年が経過して・・・

副理事長 小坪 淳子

子どもセンターてんぼが開所して、早くも半年が過ぎました。これまでに7名の子どもたちがてんぼを利用し、うち5名の子どもたちが次の行き先を見付けて巣立っていきました。

開所前には、果たしてどれくらいの利用があるのだろうかと心配する声もありましたが、開所まもなくからこれまでに30件を超えるご相談をいただき、想像以上の忙しさとなりました。利用者数は年間10名程度を見込んでおりましたが、この分では超えてしまいそうです。

7名の子どもたちは、みなそれぞれに重たい事情を抱えて、てんぼにやってきました。まだ十代の子どもなのに、と大人の私でさえ押しつぶされそうな気持ちになります。当の子どもは、それまでたった1人でどれほどの思いを抱えてきたのでしょうか。

それでも、てんぼに来た子どもたちは、スタッフやボランティアと一緒に生活をしていく中で、笑ったり、泣いたり、怒ったり、悩んだり、その子らしい生き生きとした姿を見せてくれるようになります。子どもたちのしなやかさや逞しさには驚くばかりです。

そして、次の行き先を自分の「子ども担当弁護士」に相談しながら探すのですが、子どもたちは、担当弁護士に甘えたり、時には衝突したりしながら、最後は自分の意思で決めた先へと巣立っていきます。もちろん、関係諸機関のご支援や、手をさしのべてくださる方々のご協力なしに、次の行き先を見付けることなどできなかったことは言うまでもありません。

てんぼを開所してからの半年は、大変な状況にいる子どもたちが間違いなく存在していることを再認識させられ、てんぼにたどり着いた子どもを支えて社会に羽ばたかせるまでには、たくさんの方々のお力が必要であることを痛感させられる日々の繰り返しでした。

てんぼの趣旨に賛同して会員となってくださった皆様、ご寄付をいただきました皆様、あたたかい応援の言葉をくださいました皆様、心より感謝申し上げます。シェルターという性質上、子どもたちの具体的な状況を応援してくださる皆様にお伝えしきれないのですが、どうぞご容赦下さい。

今後とも、てんぼを必要としている子どもたちのためにご支援下さいますようお願い申し上げます。

スクープ!

# ついに明らかになった 「てんぽ」の実態！！

本誌は、本年4月16日より神奈川県内に「子どもセンターてんぽ」という子どものためのシェルターがオープンしたという情報をキャッチし、独自に取材を続けてきた。しかし、てんぽの情報管理は徹底しており、現地取材や見学の申込みには応じず、写真はてんぽが用意した数点の写真がマスコミ用に配布されているだけであり、なかなかその実態がつかめずにいた。

ところが、今回、本誌はてんぽ関係者との接触に成功し、てんぽの実態と内部写真を入手することができたので、ここにスクープを掲載する。

情報提供者の話では、てんぽは、今年梅雨の時期には雨漏りというアクシデントにみまわれたものの、それ以外には大きなトラブルはないということである。対外的にシェルターということは明かしていないため、当初は、近隣住民から不思議そうな目で見られていたが、スタッフの西岡、百瀬のそつのない人付き合いにより、現在では好奇の目線を感じることはほとんど無いという。

建物に目を移すと、まず、玄関には親などが追いかけてくることを懸念してモニター付インターホンが設置されており、ときおり訪れる新聞勧誘員を効果的に撃退している。玄関を入れると、観葉植物の鉢植えと木製の人形が来訪者を出迎える（写真右）。この人形のポーズは自動的に変わるのでないかという噂が立っていたが、実際には、目に止めた人がいじっているだけである。もっとも、最近は、あまり相手にされず寂しそうにしている。



てんぽ内部に入ると、現在、冬支度となっており、テレビが置いてある居間にはコタツが設置されている（写真左）。子ども達は、コタツに入ってみかんを食べながらテレビを見てくつろいでいる。

子ども達は、自分の衣類等は自分で洗濯することになっているが、洗濯機の前には、使用上の注意点が貼られている。これには、①洗濯物のかごは自室で管理すること、②洗濯をした後すぐに干すこと、③下着類は共有スペースに干さないこと、などが書かれており、開所半年で、子ども達が洗濯物をおきっぱなしにしたり、洗ったまま干さずに出かけてしまったり、共有スペースに下着を干すなどの問題が発生したことを物語っている。



左下の写真は、ある日のてんぽの夕食の食卓を撮った貴重な写真である。開所後まもなく3人の子どもが入所したときには、1回に5合のご飯を炊いていたこともあったが、現在は1回2~3合である。なお、左奥に写っている腕まくりをした人物がスタッフの西岡氏である。

右下の写真は、現在の入所している子どもが好きなYUのCDジャケットである。少なくとも、てんぽでYUの悪口を言わない方が賢明である。



本誌は、今後もてんぽの実態に迫っていきたいと考えている。  
次回の記事を楽しみにされたい。（高橋温）

## 「子どもセンター てんぽ」を利用して① ～児童相談所から～

子どもセンターてんぽを利用した関係機関からの声を皆様にお届けするため、第1弾として児童相談所の児童福祉司さんからお話を伺いました。

「弁護士会の情報で、設立の動きがある時点から子どもセンターてんぽの存在を知っていた。」という児童相談所の方。「今回は、一時保護をした当時に子どもが就労していたため、引き続き就労しながら安定した場所を確保したいと思い、子どもセンターてんぽを利用したいと思いました。」と、利用したきっかけを話して下さいました。一時保護所では就労することはできないため、てんぽが相応しいと判断したようです。

実際に利用し、児童福祉司さんと子ども担当弁護士との連携については、「（法律がからむ話が多くあったケースだったこともあり）法的相談に乗ってもらうことができ、連携がうまくいったと思います。」と話して下さいました。一方で、「外との接触がある程度は自由になっているため、混乱した状況下でてんぽに入所した後、自分を振り返ることが困難なこともあるのではないか。」というご指摘も頂きました。子どもによっては、入所後は外部との接触を断ち、ゆっくりした時間を過ごす必要もありそうですね。

「本当に様々な子どもたちがいて、児童相談所の一時保護所のみでは十分な対応ができない、歯がゆい思いをすることがあるので、今後も利用したいです。」とのこと。

今後とも、児童相談所からのご連絡をお待ちしております。（野口容子）

### 子どもの家から

4月下旬の最初の入所者から

早6ヶ月が過ぎた。もう6ヶ月経ったという気持ちもあるが、いろいろ日々大変だった6ヶ月でもあった。

育ち盛りの思春期の子どもたちなので食欲は旺盛だとは思っていたが、毎食4合のごはんを炊くほどの食欲にあっけにとられたこともある。予期していなかったこと、例えば、雨漏りや夏場の虫の出現でちょっとした大騒動もあった。

ばらばらにてんぽに来た子どもたちがお互いに気を遣いながらも、悩みの相談をお互いにしたり、レクレーションで花火をしたり、カラオケに行ったり楽しい時間を共有できた子どもたちもいた。具合が悪く受診させるまでは大変だったが、定期的な受診と服薬で見違えるほど回復

した子どももいた。てんぽ入所時に伝えられたおおよその滞在期間（約2ヶ月）が近づくと、自分のこれからのことでの悩んで眠れなくなる子どももいた。

彼ら/彼女らは、滞在中にそれぞれの課題の解決を担当弁護士と行うことは勿論だが、人との関わりかた、性のこと、自立していくための生活のスキルを身につけること等、必要と思われることは山ほどある。それを各人のペースと背景を鑑みながら行うのだが、毎日接しているスタッフにはこれは困難度が高い。気がつくと他の子どもと比較している。てんぽという名前の通り、それに合わせて支援できるようになれるようにと思う毎日だ。（西岡千恵子）



# ご支援ありがとうございます。

子どもセンターてんぽの設立・運営にあたり、多くの企業及び個人の皆様から、ご寄付および助成金等の金員及び物品のご支援をいただいています。改めまして、ここに御礼申し上げます。

おかげさまで、11月20日現在の会員数は、正会員177名（今年度入会者35名）、賛助会員122名（同43名）となりました。また、お金と物品のご寄付も多数頂戴しております。

なお、てんぽでは、子どもたちの生活に必要な物品のご寄付をお願いしています。

以下のような品物が助かります。物品のご寄付をいただける場合には、事前にてんぽ事務局までご一報下さい。

\* 食料品（賞味期限内のもの） お米、調味料、食用油、乾麺、保存食品、緑茶、紅茶、コーヒー

\* 日用品・消耗品 石鹼、洗剤、タオル、台所用品など

\* 衣類 新品の下着・靴下など

\* 金券類（商品券、図書券、お米券など）

\* その他 →事務局にご相談下さい

## 《ご協力のお願い》

てんぽは、すべて会員の入会金・年会費とご寄付等で運営しています。皆様のご入会とご寄付をお願いします。

正会員 入会金5,000円、年会費5,000円

賛助会員 入会金3,000円、年会費3,000円（1口）

寄付 金額の多少に関わらず、大歓迎です☆

### 【振込口座】

・三菱東京UFJ銀行 新横浜支店

普通預金口座 口座番号 0350513

「特定非営利活動法人 子どもセンターてんぽ

理事 影山秀人」

・日本郵政公社

口座記号番号 00260-8-133408

特定非営利活動法人子どもセンター てんぽ

### 【編集後記】

寒さが身にしみる季節となっていました。

皆様からのご支援の下、4月より子どもセンターてんぽがスタートして半年が経過しました。てんぽで子どもたちの笑顔を見ていると、開設して良かったなと思います。

子どもたちがそれぞれの歩みで、てんぽを退所するに当たっては多くの関係機関のお力添えがあってのことです。

この「てんとうむし」を通じて、少しでもてんぽの実体をお伝えすることができたらと思っております。次号も「てんとうむし」も楽しみにしてください。

## 【イベントのお知らせ】

NPO法人子どもセンターてんぽは、来年度の定時総会と合わせて、シンポジウム等の企画を検討中です。

日時、場所は未定ですが、現在の候補日時は平成20年5月24日（土）

または31日（土）の午後の時間帯で、場所は横浜市内を考えています。

詳細が決まりましたら、会員、関係機関のみなさまにはご案内を差し上げますので、ふるってご参加下さい。

「てんとうむし」は特定非営利活動法人子どもセンターてんぽ事務局が、責任を持って編集・発行しております。本誌に関するご意見等ございましたら、下記までご連絡頂きますようお願い申し上げます。（無断転載はご遠慮下さい。）

### 【子どもセンター てんぽ事務局】

〒222-0033

横浜市港北区新横浜2-4-6

新横浜法律事務所内

TEL : 045-473-1959

FAX : 045-477-5822

E-mail : tempo@shinyokohama-law.com

ホームページ : http://www3.plala.or.jp/tempo/

2007年12月5日発行